

パートナーシップ制度利用者が利用 可能な県の行政サービス

令和7年1月30日版



県内のパートナーシップ制度利用者が利用可能な県の行政サービス

(詳細な制度利用要件は各担当課にご確認ください)

1 県営住宅への入居 (住宅課 088-823-9855)

- ・制度導入済の市町村内の県営住宅について、パートナーシップ制度利用カップルの入居・同居が可能
- ・カップルと同居可能な親族は3親等以内

2 県立病院での面会など (県立病院課 088-821-4631)

- ・性的少数者のカップルの一方が入院された場合、以下の対応が利用可能

- ①患者への面会・見舞い(患者の受入意向による)
- ②患者の緊急連絡先としての登録
- ③医師等からの入院計画書説明時の同席
- ④医師等からの病状説明の聴取
- ⑤手術同意書への同意署名
- ⑥患者同席のもとでのカルテ情報の提供

※②～⑥は患者がキーパーソンとして当該パートナーを指名していることが前提



県内のパートナーシップ制度利用者が利用できる県の行政サービス

(詳細な制度利用要件は各担当課にご確認ください)

3 犯罪被害者等支援事業費補助金の申請 (県民生活課 088-823-9319)

- ・補助金の対象となる遺族には、事実上婚姻関係と同等の事情にあるカップルも含まれる

【Webページ】 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022033000060/>

4 心身障害者扶養共済制度への加入 (障害福祉課 088-823-9663)

- ・障害者の保護者や配偶者と同様に、障害者のパートナーも共済制度への加入が可能

【Webページ】 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2016092800129/>

5 住居確保給付金の申請 (地域福祉政策課 088-823-9090)

- ・住宅喪失者等への家賃相当額の支給について、同居及び生計を一にしている場合は、パートナーも世帯員として認定可能

【Webページ】 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020040900496/>

その他、利用可能な県の行政サービスに追加がありましたら、随時更新します。